

資料6-2

国交委交発第 43 号
令和元年 10 月 8 日

革新的事業活動評価委員会
委員長 安念 潤司 殿

国家公安委員会

新技術等実証に関する計画に対する見解について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和元年10月3日付でglafit株式会社 代表取締役 鳴海 禎造及び和歌山市長 尾花 正啓から提出された新技術等実証に関する計画（以下「当該実証計画」という。）に対し、生産性向上特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付しますので、意見を求めます。

記

1. 当該実証計画を提出した者
glafit 株式会社 代表取締役 鳴海 禎造
和歌山市長 尾花 正啓
2. 当該実証計画が提出された日
令和元年 10 月 3 日
3. 認定の可否に関する見解
法第 11 条第 4 項第 3 号に適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし

国 自 技 第 9 3 号 の 3
令 和 元 年 1 0 月 9 日

革新的事業活動評価委員会
委員長 安念 潤司 殿

国土交通大臣 赤羽 一嘉

新技術等実証に関する計画に対する見解について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和元年10月3日付で glafit 株式会社 代表取締役 鳴海 禎造、和歌山市長 尾花 正啓 から提出された新技術等実証に関する計画（以下「当該実証計画」という。）に対し、生産性向上特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付しますので、意見を求めます。

記

1. 当該実証計画を提出した者
glafit 株式会社 代表取締役 鳴海 禎造
和歌山市長 尾花 正啓
2. 当該実証計画を提出された日
令和元年10月3日
3. 認定の可否に関する見解
法第11条第4項第3号に適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし

経済産業省

20191003 製 第 3 号

令和元年10月3日

革新的事業活動評価委員会

委員長 安念 潤司 殿

経済産業大臣 菅原 一秀

新技術等実証に関する計画に対する見解について

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第1項の規定により2019年10月3日付でglafit株式会社 代表取締役 鳴海 禎造及び和歌山市長 尾花 正啓から提出された新技術等実証に関する計画（以下「当該実証計画」という。）に対し、法第11条第4項及び生産性向上特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付しますので、意見を求めます。

記

1. 当該実証計画を提出した者
glafit株式会社 代表取締役 鳴海 禎造
和歌山市長 尾花 正啓
2. 当該実証計画が提出された日
2019年10月3日
3. 認定の可否に関する見解
同法第11条第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし